

第12章 健康保険高齢受給者

1. 健康保険高齢受給者

(1) 対象者

70歳以上75歳未満の方です。

(2) 該当期間

70歳の誕生日の翌月（誕生日が月初日の場合は当月）から75歳の誕生日の当月（誕生日が月初日の場合は前月）までとなります。ただし、期間内に後期高齢者医療制度の該当になった場合は、その月までとなります。

2. 高齢受給者に対する保険給付

(1) 保険医療機関等を受診する場合

高齢受給者も被保険者の場合と同様に療養の給付等を受けることができます。

(2) 一部負担金

ア. 一般所得及び住民税非課税世帯の方

標準報酬月額26万円（20等級）以下の被保険者及び被扶養者や住民税非課税世帯の方が、保険医療機関等を受診したときは、一部負担金として診療費の2割を支払います。

なお、個人ごとに同一月同一医療機関で入院、外来（レセプト1件）ごとに、政令で定められた自己負担限度額までの負担となります。

イ. 現役並み所得のある方

標準報酬月額28万円（21等級）以上の被保険者及びその70歳以上の被扶養者の場合、一部負担金は3割となります。

なお、前年度収入の合計額が以下の一定額に満たない場合には、申請により2割の負担となります。

(ア) 70歳以上の被扶養者がいる場合 520万円

(イ) 70歳以上の被扶養者がいない場合 383万円

(3) 高齢受給者の高額療養費

同一月に世帯単位で支払った一部負担金合算額から政令で定めた額を控除した額が支給されます。なお、7月31日を基準日として、一般所得及び住民税非課税世帯の方は、前年8月～7月までの1年間で、外来の一部負担金の合計額が14万4千円を超えた場合に（外来年間合算）高額療養費が支給されます。